中医協 総 - 5 7 . 1 . 1 5

厚生労働省発保 0115 第 1 号 令 和 7 年 1 月 15 日

中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 殿

厚生労働大臣 福 岡 資 麿

諮問書

(入院時の食費基準額の取扱い、口腔機能指導加算及び歯科技工士連携 加算の取扱い並びに特定薬剤管理指導加算の取扱いについて)

健康保険法(大正11年法律第70号)第82条第1項、第85条第3項及び第85条の2第3項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第59条において準用する健康保険法第82条第1項(船員保険法第54条第2項及び第58条第2項に規定する定めに係る部分に限る。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第46条において準用する健康保険法第82条第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、第74条第8項及び第75条第5項の規定に基づき、入院時の食費基準額の取扱い、口腔機能指導加算及び歯科技工士連携加算の取扱い並びに特定薬剤管理指導加算の取扱いについて、貴会の意見を求めます。

なお、答申に当たっては、別紙「大臣折衝事項」(令和6年12月25日 厚生労働省)に基づき行っていただくよう求めます。

別紙

令和6年12月25日 厚 生 労 働 省

大臣折衝事項(抄)

8. その他

(2) 医療

令和7年度予算における診療報酬上の対応として、次のとおり対応する。

- ・ 医療機関を取り巻く状況変化を踏まえ、入院時の食費基準額を一食 当たり20円引き上げる。なお、患者負担については、低所得者に関し て、所得区分等に応じて一定の配慮を行う。
- ・ また、地域での希少な医療資源を有効活用する観点から、口腔機能 指導や歯科技工士との連携に係る加算について上乗せ加算を講ずる とともに、特に、服薬指導に係る加算については、医薬品の安定供給 等に向けた取組等を評価する観点から、上乗せ加算を講ずる。